

災害時における炊出し等に関する基本協定（参考 2）

（受託施設が避難所に指定された際の炊出し等支援想定）

自治体の長→会員へ協力依頼

実施場所 →受託施設

会員 →非常炊出し等の際の労務提供

自治体 →業務に要した実費費用額を支払

自治体 →業務実施中の損害補償

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害時における避難住民等への炊出し等に対し、A 自治体（以下「甲」という。）が B 社（以下「乙」という。）に対し、協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は A 自治体に災害が発生し、A 自治体のみでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、受託施設の炊出し等について口頭で協力を要請するものとする。

（乙の責務）

第 3 条 前条による協力依頼があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討を加え、可能な限りの協力を行うものとする。

（業務の内容）

第 4 条 乙が協力する業務の内容は、甲の行う非常炊出し等の際に、労務を提供するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 甲は乙に対し、乙が提供した労務の対価、原材料等に要した費用を負担するものとする。

（損害補償）

第 6 条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務を実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害業務従事者に係る損害補償に関する条例」（A 自治体条例第〇号）に基づき、これを補償するものとする。

（協定期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、甲乙間における当該施設の給食調理業務の委託期間とする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 A 自治体

⑨

乙 B 会社

⑨